

資料 『特高月報』に記載されている佐渡金山の争議、逃走事件

(『特高月報』より全文を引用。現代漢字に置き換えている。)

争議

『特高月報』1940年3月分 (p.52)

新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業佐渡鉱山

朝鮮人労働者 98名中 40名争議に参加

2月17日発生 即日解決

同上鉱山にありては全員を収容せる合宿所の設備なきため四十余名を暫定的に鉱山職員の経営する新保寮に収容し置きたる所請負制度なる為め賄状況不良なりとして常に不満ありたるが二月十七日に至り止宿舎四十名は崔在萬を代表として之が改善方を要望し不穩の状況にありたるも鉱山側に於いて之を容認したる為め即日解決せり

『特高月報』1940年4月分 (p.182)

新潟県佐渡郡桐内町佐渡金山

朝鮮人労働者 97名中 97名争議に参加

4月11日発生 4月13日解決

三月分の賃銀支給を受けたる結果応募時の条件と相違すとなし賃銀値上げを要求し罷業を断行す。所轄署の調停により労働条件につき会社側に於いて善処することと為し解決す主謀者三名送還。

『特高月報』1942年5月分 (p.69)

新潟県佐渡郡所在三菱佐渡鉱業所

朝鮮人労働者数 850名中 160余名争議に参加

就労中の募集朝鮮人労務者李漢鳳外二名は、四月二十九日合宿所相愛寮に於て、花札を使用賭博開帳中を発見せる労務課員永瀬紀八郎が、右三名を所轄署に連行せんとするや、同僚朝鮮人労務者百六十数名は奪還せんとし寮事務室に殺到し、永瀬労務課員に傷害を負はせたる上、事務所窓硝子約三十六枚を破壊する等の事件発生したるを以て、所轄署より署員を急派主謀者八名を検束の上、鎮撫解散せしめたるが、其の後平常通り就労し、不穩の情勢認められざるも、引続き注意警戒中なり。

逃走

『特高月報』1942年11月分 (p.100)

11月7日

新潟県佐渡郡相川町三菱佐渡鋳業所（労務調整令による指定事業場）に就労せる朝鮮人労務者四名は賃金低廉、食糧不足等に不満を抱き闘争を企図し、同僚に援助方依頼せる所、依頼を受けたる朝鮮人は手数料として金百三十円を騙取し逃走せしめたる事件、検挙送局中の所執れも起訴猶予処分となりたり。

『特高月報』1943年2月分 (p.105)

1月11日

厚生大臣指定事業場たる新潟県佐渡郡所在、三菱佐渡鋳業所婦人朝鮮人労務者四名は、自由労務者に比し、賃金低廉なるに不満を抱き逃走を企図し、朝鮮人古物商某及内地人漁夫二名に逃走、援助方依頼せる所、被依頼三名は世話料として同人等より金七五円を収受、漁業用発動機船を利用し逃走せしめたるを発見、関係者を検挙送局中のところ、逃走朝鮮人労務者二名に対し本日罰金四十円の判決言渡ありたり。外二名は再逃走し、その為逃走を援助せる三名は証拠不十分なりとし不起訴処分と決定せり。

『特高月報』1943年5月分 (p.122)

4月14日

新潟県に於ては同県下三菱鋳業株式会社佐渡鋳業所移入朝鮮人労務者新田錫陳外一名が本年三月二十六日職場を放棄し、逃走したるを同月二十九日発見、之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。

『特高月報』1943年5月分 (p.123)

4月25日

新潟県に於ては同県下三菱鋳業株式会社佐渡鋳業所移入朝鮮人労務者金山政治当十九年が本年二月二十七日職場を放棄し逃走したるを四月十八日発見之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。

5月10日

新潟県に於ては同県下三菱鋳業株式会社佐渡鋳業所移入朝鮮人労務者川本栄錫当三十五年が、本月一日職場を放棄し、逃走したるを同月三日発見、之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。